

第 1 章 計画の概要

1 はじめに

本県では、高度経済成長期の急速な人口の増加に伴い、昭和 30 年代の後半から様々な行政ニーズに対応するため、多くの道路や上下水道、行政庁舎などの公共施設等¹（以下「県有施設」という。）の整備を進めてきた。

今後も社会保障費の増加など財政支出の増大が見込まれ、厳しい財政状況が続く中、これらの高度経済成長期に集中的に整備した県有施設が、一斉に更新（建替え）や大規模改修の時期を迎えることになる。

これまで、総合計画や行政改革計画・財政健全化計画に基づき、社会基盤施設に係る長寿命化計画や庁舎等の施設を対象とした「千葉県県有施設長寿命化指針」（平成 23 年 12 月策定。以下「県有施設長寿命化指針」という。）を策定し、そのもとで県有施設の長寿命化対策等に取り組んできたところである。今後、公共施設としての安全・安心や求められる行政サービス水準を確保しながら、財政負担の軽減・平準化や将来的な人口減少等を見据えた施設総量の適正化などの取組が、より一層必要になる。

そこで、これらの課題に対応するため、平成 26 年 4 月に総務部資産経営課を設置するとともに、庁舎等県有施設のマネジメントを進める全庁横断的な体制を整備し、施設の統廃合や長寿命化など適切な対策の推進に向けた取組を開始したところである。

また、橋梁や河川管理施設等については、「個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）」に基づく対策を進めるほか、トンネル、ダム等の施設についても個別施設計画の策定に取り組むなど、各所管部局において老朽化した社会基盤施設の安全対策を推進しているところである。

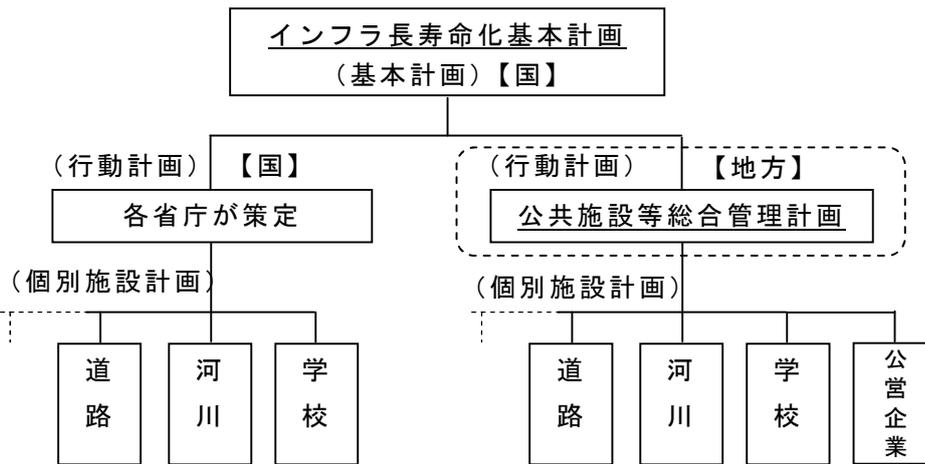
今後、これらの取組を着実に進めるため、県有施設の総合的かつ計画的な管理に向けた中長期的な取組の方向性を示すことを目的に、「千葉県公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定することとした。

なお、本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月策定）に基づき、行動計画として地方公共団体において策定要請のあった「公共施設等総合管理計画」として位置づけられるものである。

1 公共施設等

公共施設、公用施設等の県が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁等の土木構築物、公営企業の施設、プラント系施設等も含む包括的な概念である。（H26.4.22 総務省通知「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」）

図1 インフラ長寿命化基本計画と行動計画の位置付け



※庁舎・学校等の施設、社会基盤施設、地方公営企業施設について、施設類型ごとに個別施設計画を策定する。

【出典】総務省通知（一部加筆）

2 計画期間

県有施設の耐用年数等を考慮し、中長期的な視点をもって取り組むため、本計画は、平成28年度（2016年度）から平成57年度（2045年度）までの30年間を計画期間とする。

なお、今後の社会経済情勢や行政ニーズの変化などを注視し、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。

3 本計画と個別施設計画の関係

本計画は、県有施設に係る中長期的な取組の方向性を示すものであり、各施設の所管部局（庁舎・学校等の施設は総務部資産経営課）は、本計画の内容を踏まえて庁舎・学校等の施設や道路など個別施設ごとの具体的な対応方針を示す「個別施設計画」について、今年度から着手し、施設区分ごとに速やかに策定する。

なお、既に策定している長寿命化計画は、個別施設計画に位置付けるものとする。

【参考】国が想定する個別施設計画の記載事項

- ① 対象施設（例：庁舎・学校 等）
- ② 計画期間
- ③ 対策の優先順位の考え方
- ④ 個別施設の状態等
- ⑤ 対策内容と実施時期
- ⑥ 対策費用

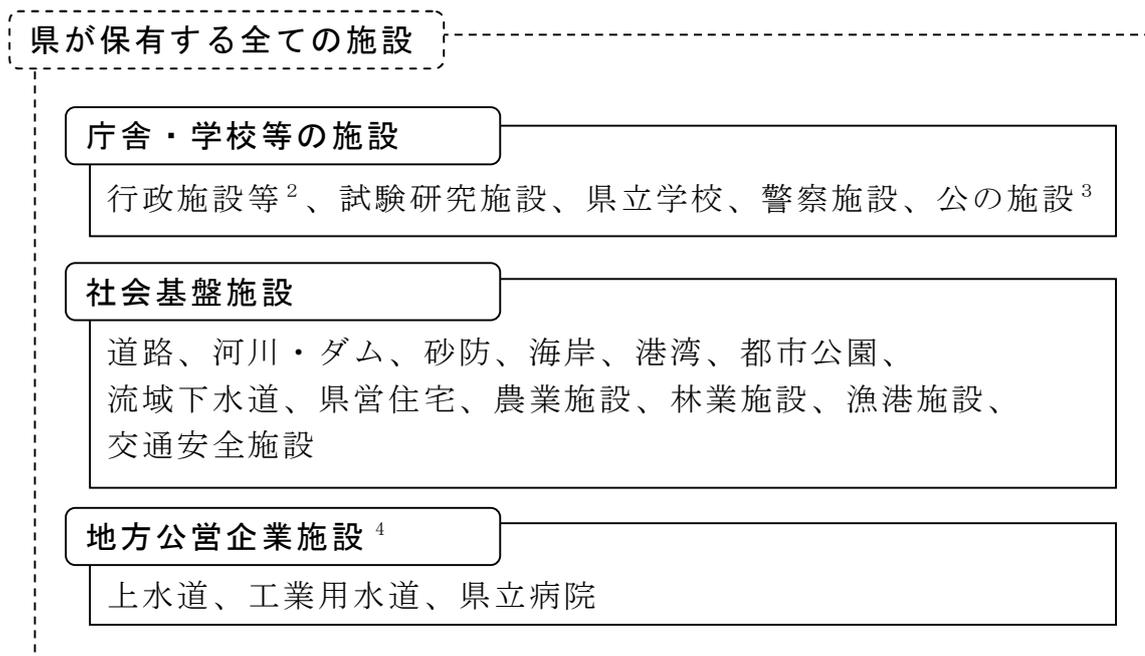
※ なお、既に同種・類似の計画がある場合は、当分の間、当該計画をもって個別施設計画の策定に代えることができる。

※ 国のインフラ長寿命化基本計画（ロードマップ）では、平成 32 年度までに個別施設計画を策定することとしている。

4 計画の対象施設

本計画の対象施設は、県が保有する全ての施設とする。

次の区分により、施設の長寿命化対策を含めた総合的かつ計画的な管理を推進する。



2 行政施設等

庁舎のほか、職員住宅・教職員住宅、知事が所管する出先機関（文書館、高等技術専門学校等）などを含む。

3 公の施設

本計画における「公の施設」とは、「社会基盤施設」「地方公営企業施設」に含まれる公の施設を除き、また、「庁舎・学校等の施設」から行政施設等に含まれる公の施設、県立学校を除いた施設をいう。

※地方自治法第 244 条第 1 項

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）

4 地方公営企業施設

地方公営企業施設に係る庁舎のほか職員住宅なども含む。